

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

御殿場市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 北部地区（A地区）

(1) 現況

本地区は、富士山の湧水を利用して本市の穀倉地帯となっており、水稻栽培のほか特産物の水かけ菜及びわさび等の栽培が盛んな地域である。御殿場地区の一部及び高根地区の一部では既にはほ場整備が完了し、雛壇状のほ場が県の景観賞を受賞したこともあるなど、農村環境の美しい地域でもある。現在ほ場整備が進行中の地区や今後事業化が予定される地区があるなど、水田の汎用化を積極的に進められる状況である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業に取り組む地域の拡大を推進するとともに、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 中部地区（B地区）

(1) 現況

本地区は、富士火山灰性の礫混じりの砂質土と溶岩という地質で、排水の良い土壌であり、畑作と比較的小規模な水田が主体の地域である。市街地に隣接した地域や集落介在の農用地については市街地のスプロール化を防止するとともに、小規模基盤整備事業を進め、きめ細かい整備による農地の維持に努めていく予定である。

一方、東富士演習場に隣接する基盤整備済みの集団農地については、種子用米の他に、そば、飼料用作物等の、転作作物の生産を誘導し、農地の有効利用を推進する。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 南部地区（C地区）

(1) 現況

本地区は、市内でも比較的温暖な地域で、中部地区より水利条件に恵まれており、一部の地域では水かけ菜の栽培が行われているが、比較的経営規模が小さい農家が多い。東富士演習場に隣接する地域は、芝が作付けされ集団農地を形成しているほか、一部では茶生産も行われている。ロマンチック街道沿いでは、景観向上のための植栽活動のほか遊休農地の有効活用としてブルーベリーの栽培に力を入れ、6次産業化にもつながっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	北部地区	法第3条第3項第1号から同項第3号に掲げる事業
②	中部地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	南部地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。